令和7年9月16日

令和7年10月以降の就労移行支援事業所による就労アセスメントについて

１　就労選択支援開始後の就労アセスメントの取扱いについて

　令和7年10月より、就労選択支援が開始されることに伴い、これまで就労経験がないB型支給決定希望者を中心に実施されていた就労移行支援事業所による就労アセスメントについては、原則として就労選択支援により実施されることとなります。

　ただし、国通知により以下の事由に該当する場合は、従来の就労移行支援事業所等による就労アセスメントをもって、就労継続支援B型の利用を認めることとされております。

・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合

・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

２　令和7年9月以前に実施された就労移行支援事業所による就労アセスメントについて

　令和7年9月以前に就労移行支援事業所による就労アセスメントを受けた場合は、経過措置として当該アセスメントをB型の支給決定を受けるために利用することができます。

３　令和7年10月以降の就労アセスメントのための就労移行支援の支給決定について

　10月以降は、原則として就労アセスメントのための就労移行支援の決定は行いませんが、国通知を踏まえた経過措置として、以下のいずれかの要件に該当する場合は支給決定を行います。

① 利用者の居住地から公共交通機関を用いて最も短時間で通所できる就労選択支援事業所であっても、所要時間が30分を超える場合

② 利用者の居住地から公共交通機関を用いて所要時間30分以内の就労選択支援事業所（1か所以上）に、利用について問い合わせを行っており、問い合わせ時点で利用開始まで1か月以上の待機期間があった場合

　この場合は、就労移行支援の支給決定申請時に「就労アセスメントのための就労移行支援利用に係る申立書」を提出する必要があります。

４　通常の就労移行支援利用者に対する就労アセスメントについて

　通常の就労移行支援を利用中で、一般就労に結びつかない等の理由により就労継続支援Ｂ型の利用を希望する方について、３①②の要件に該当し就労移行支援による就労アセスメントを希望する場合は、国通知を踏まえた経過措置として、改めて３による支給決定を受けることなく、就労移行支援による就労アセスメントを受けることができます。

　この場合は、就労移行支援終了時に「就労継続支援Ｂ型事業利用希望者にかかるアセスメント実施報告書」「就労アセスメント結果票」に加えて「就労アセスメントのための就労移行支援利用に係る申立書」を支給決定元の区役所・支所に提出して報告する必要があります。

５　備考

　就労経験（就労継続支援Ａ型事業所での雇用契約含む）があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者については、令和7年10月以降も就労継続支援Ｂ型の支給決定にあたり就労アセスメントは要しないこととされております。

６　経過措置の期間

　２～４の経過措置は、別途終了の通知を行うまで継続します。また、少なくとも令和8年9月までは継続しますので、ご承知おきください。

認定支払担当

（052-972-2639）